

社会福祉法人風祭の森
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人風祭の森（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員等とは、役員等のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員等以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等 報酬、通勤費、旅費
- (2) 非常勤役員等 報酬、旅費

(常勤役員等の報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額を支給する。
- (2) 通勤費については、常勤職員給与規程第18条の規定に準ずる額を支給する。
- (3) 旅費については、職務のため出張したとき、旅費規程に基づき支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額を支給する。
- (2) 旅費については、職務のため出張したとき、旅費規程に基づき支給する。

2 同一日に複数の会議に出席した場合は、一方（主たる会議）の会議出席分のみを支払うものとする。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている者に対しては、役員等報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員等に対する報酬等の支給方法は、次の各号による。

- (1) 常勤役員等に対する報酬については、常勤職員給与規程第6条及び第9条を準用する。
 - (2) 非常勤役員等に対する報酬並びに旅費については、その都度支給する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程を持って社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月16日（評議員会の議決日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成17年12月1日施行の「役員及び評議員の報酬等に関する規程」は廃止する。
- 3 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
(令和6年3月28日第80回評議員会 一部改正)
- 4 この規程は、令和6年7月1日から施行する。
(令和6年6月24日第81回評議員会 一部改正)

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000 円

別表2（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

区分	報酬の額
評議員会への出席ほか法人業務のための出勤	日額 20,000 円

(2) 理事

区分	報酬の額
理事会への出席ほか法人業務のための出勤	日額 20,000 円

(3) 監事

区分	報酬の額
理事会への出席ほか法人業務のための出勤 (評議員選任・解任委員会への出席及び監査業務を除く)	日額 20,000 円
監査業務	一回 20,000 円